

## 令和7年度における国土交通省 EBPM 取組方針

### 1. 主な経緯

EBPM（Evidence-Based Policy Making、証拠に基づく政策立案）とは、政策目的と手段の論理的な関係を明示し、それにより政策目的に沿った事業の進捗等を把握することを目指したものである。EBPMは、その基本的な考え方等を理解し、政策の立案・改善や予算編成過程といった意思決定プロセスにおいて EBPM の考え方に基づいて実践することが重要である。

国土交通省では、平成29年度から EBPM の理解を促進する取組を実施してきた。特に令和5年度からは行政事業レビューに EBPM が位置付けられ、予算事業における EBPM の考え方の活用が期待されているところである。

### 2. 令和7年度の国土交通省における EBPM の取組

令和7年度においても、「今後の EBPM の取組について」（令和7年2月21日 内閣官房行政改革推進本部事務局）や「令和7年度国土交通省行政事業レビュー行動計画」（令和7年5月7日）等と整合しつつ、政策の立案・改善や予算編成過程において行政事業レビューを活用するなど、幹部職員や管理職を含めて組織的に EBPM の考え方に基づいた取組を実践する。この一環として、必要に応じて外部有識者等からの助言を得つつ、本年度においては具体的に以下の内容に取り組む。

#### (1) 行政事業レビューにおける基礎的な EBPM の実践

国土交通省 EBPM 推進本部（以下、「EBPM 推進本部」という。）は、行政事業レビューシートを政策立案の質の向上に繋げるとの認識の下で、内容を確認し、必要に応じて助言を行う。具体的には、行政事業レビューシートにおける全体のロジックの明確化や各アクティビティに対応した成果指標の設定状況の確認等を行う。

また、各政策担当部局は、行政事業レビューシートにおいて、現状や課題を分析し、政策効果を高める観点から、アクティビティからアウトカム等に至るまでのロジックがより適切になるよう検討する。

## (2) EBPM の推進を担う人材育成

EBPM 推進本部は、「今後の EBPM の取組について」において人材育成の重要性が指摘されていることを踏まえ、政策立案の実務を担う職員を対象として EBPM の理解増進のための研修を開催する。

具体的には、EBPM の基本的な知識や考え方を習得するための基礎的な研修を実施する。また、より実務に即した研修として、これまでの実際の改善内容等を題材に、有識者も参加する実践的なワークショップ形式の研修を開催する。

併せて、国土交通大学校が実施する研修のほか、総務省が実施する統計研修等の省庁横断的な研修等の受講も促し、個々の職員の知識の習得を支援する。

また、各政策担当部局は、EBPM に関する職員の能力向上のため、上述したような積極的な研修機会の活用に努める（別紙参照）。

## (3) 優良な事業改善の省内展開

EBPM 推進本部は、「令和 7 年度 国土交通省行政事業レビュー行動計画」に示されている優良な事業改善の取組の選定、表彰に対応した取組として、国土交通省行政事業レビュー推進チーム（統括責任者：官房長）に対し、EBPM の観点から優良な事業改善の取組に相応しい行政事業レビューシートを推薦する。

令和 7 年度の優良事業改善事例の選定に当たっては、令和 6 年度から EBPM の手法を活用して公開プロセスを実施していることに伴い、主として令和 6 年度以降の公開プロセス対象事業を優良事業改善事例の候補とすることとし、行政事業レビューとより連動した取組とする。

併せて、優良事業改善事例を省内展開し、今後の行政事業レビューシートの改善に向けた省内の意識啓発を図る。また、選定された同レビューシートの内容を EBPM 推進委員会に報告する。

## (4) 行政事業レビュー以外における EBPM の実践

各政策担当部局は、各局等の予算事業を対象とする行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセス等）においても、EBPM の実践を行うことに努める。

### 3. 留意事項

EBPM とは、①政策目的を明確に設定し、②その目的の達成のために真に効果がある政策手段は何かなど、当該政策の目的と手段の関係を論理的に明らかにした上で、③この関係の裏付けとなるデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明瞭にする取組である。

特に、EBPM の検討に際しては、政策手段と目的の関係を論理的に明らかにするロジックモデルの検討とアウトカム指標の設定が重要であるが、長期アウトカムの設定が容易ではない、また、アクティビティとアウトカムの関係を十分に記載するには必要なデータを簡便に入手できないなどの課題がある。

このため、EBPM の取組を実践するに当たっては、以下に掲げる資料等も参照するとともに、国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS）の活用も視野に入れつつ、EBPM の検討に取り組む必要がある。

- 「EBPM ガイドブック ver1.2」（令和5年4月3日 内閣官房行政改革推進本部事務局）
- 「府省横断的ワークショップの結果報告」（令和6年4月 内閣官房行政改革推進本部事務局・総務省行政評価局）
- 「行政事業レビューシート作成ガイドブック ver.1.1」（令和6年9月26日 内閣官房行政改革推進本部事務局）
  - （別冊1：「基金シート作成ガイドブック ver1.0」）
  - （別冊2：行政事業レビューシート・基金シート改善のヒント ver1.0）
  - （別冊3：「公開プロセスを含めた政策効果の最大化に向けた工夫 ver1.0」）
- 「行政事業レビューシート政策効果の測定と点検・改善のポイント」（令和7年1月 内閣官房行政改革推進本部事務局・総務省行政評価局）
  - ※ なお、上記以外にも行政事業レビューシートの作成に役立つ資料を順次提供する予定である。

以上

## EBPM 関連の研修

2. (2)に関連して、国土交通省内外において実施される以下の研修等の機会を積極的に活用していただきたい。

### 1. 令和7年度における国土交通省の研修

#### (1) 国土交通省本省における研修

##### ① EBPM 研修（講義形式）

対象者：主として行政事業レビューシート作成の業務経験が少ない者

日 程：5月中旬頃（予定）

##### ② EBPM 研修（WS 形式）

対象者：主として行政事業レビューシートの作成経験者等

日 程：11月以降3回程度実施（予定）

#### (2) 国土交通大学校における研修（カリキュラムの一部に EBPM の講義を含む）

##### ① 初任係長（本省）研修

対象者：本省、施設等機関、特別の機関、観光庁、運輸安全委員会及び独立行政法人等の職員で、令和7年度に昇任した者及びこれと同等（係長昇任後、概ね1年以内で本研修未修了の者）と認められる者。

日 程：令和7年5月12日（月）～5月15日（木） 4日間（宿泊研修）

※ EBPM に関する講義は5月12日（月）16:15～16:45

##### ② 本省課長補佐級研修

対象者：本省、外局本庁の職員で、課長補佐、専門官の職及びこれらと同等の職にある者（ただし、総合職採用者を除く）。

日 程：令和7年6月30日（月）～7月3日（木） 4日間（宿泊研修）

※ EBPM に関する講義は6月30日（月）16:20～16:50

### 2. 他省の研修等

#### (1) 総務省統計研究研修所によるオンライン統計研修

対象者：国、地方公共団体（教育関係機関を含む。）及び政府関係機関の職員（非常勤職員及び再任用職員を含む。）を対象。なお、統計部局に限らず、他の部局の方や独立行政法人など特別な法律により設置された法人の職員も受講可能。

日 程：令和7年5月中旬～7月上旬、令和7年8月下旬～9月下旬、

令和7年11月上旬～12月中旬、令和8年1月下旬～3月上旬

#### (2) 「行政事業レビューシート作成ガイドブック及び政策効果の測定のポイントの解説会」動画（内閣官房行政改革推進本部事務局）

[国土交通省イントラネットに掲載]